

平成18年度 文部科学省実績評価総括表

評価結果

S：想定した以上に達成・想定した以上に順調に進捗

A：想定どおり達成・概ね順調に進捗

B：一定の成果があがっているが、一部については想定どおり達成できなかった・進捗にやや遅れが見られる

C：想定どおりには達成できなかった・想定したとおりには進捗していない

Pは評価結果が未確定のものである

政策目標・施策目標・達成目標	(基準年度) (達成年度)	評価結果
政策目標1 生涯学習社会の実現		A
生涯にわたって学ぶ機会が提供され、学んだ成果が適切に評価される社会を実現する。		A
施策目標1-1 生涯を通じた学習機会の拡大		
高度で体系的かつ継続的な学習機会を提供する高等教育機関等において、学習者の多様なニーズに対応し、生涯を通じた幅広い学習機会を提供する。	(17年度) (19年度)	A
1-1-1 放送大学において、授業内容の質的充実を図るための評価システムを構築する。	(17年度) (19年度)	A
1-1-2 社会人のニーズに応じた各大学の自主的な取組の促進を通じて、大学において社会人が学ぶ機会を増加させる。	(毎年度) (毎年度)	A
1-1-3 専修学校において社会人等が学ぶ機会の充実を図る。	(17年度) (19年度)	A
1-1-4 地域における生涯学習の機会を拡充するため、大学等における公開講座の開設数及び受講者数を増加させる。	(17年度) (19年度)	S
1-5-4 エル・ネットを活用した地域の特色あるコンテンツの全国発信等を通じ、学習機会の提供を図る。	(17年度) (19年度)	(B)
施策目標1-2 地域の教育力の向上		
多様な学習活動の機会や情報提供、様々な機関・団体が連携することにより、地域における学習活動を活性化させ、地域における様々な現代的課題等に対応するとともに、総合的に地域の教育力の向上を図る。	(17年度) (22年度)	A
1-2-1 自治体における住民ニーズの把握や事業評価等を通じた課題解決的な取組の充実や人権に関する学習機会の充実に向けた取組を推進する。	(16年度) (19年度)	S
1-2-2 様々な機関・団体等との組織的連携を通して、地域学習活動や学習成果を生かしたまちづくりに関する取組や、女性の生涯にわたる学習機会の充実など男女共同参画の促進に関する取組を拡充・振興する。	(16年度) (19年度)	A
1-2-3 放課後・週末などにおける子ども等の体験活動の受け入れの場を全国的に拡充することにより、地域コミュニティーの充実を図る。	(17年度) (18年度)	A
1-2-4 地域におけるボランティア活動の全国的な展開を推進する。	(17年度) (18年度)	B
1-2-5 子どもたちが地域の特色ある様々な文化に触れ、体験するプログラムを作成し、実施する。	(17年度) (18年度)	S
2-1-6 幼稚園と保育所の連携を一層促進し、「認定こども園」(就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設)の設置を可能とするとともに、幼児期から「生きる力」の育成を図る。	(17年度) (22年度)	(A)
7-1-1 国民の誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境を整備する。	(13年度) (22年度)	(A)

政策目標・施策目標・達成目標	(基準年度) (達成年度)	評価結果
施策目標 1 - 3 家庭の教育力の向上 近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等を背景として、親の間に、子育てに関する悩みなどが広がっていることが指摘されている。このため、以下の達成目標に掲げた家庭教育に関する支援の充実を図り、子育て中の親が悩みや不安感を解消し、家庭教育に取り組むことができるようにする。	(16年度) (21年度)	A
1 - 3 - 1 子育て中の親の悩みの解消や子どもに基本的な生活習慣を身につけさせるための取組などの家庭教育に関する支援の充実を図る。	(16年度) (21年度)	A
2 - 1 - 6 幼稚園と保育所の連携を一層促進し、「認定こども園」(就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設)の設置を可能とするとともに、幼児期から「生きる力」の育成を図る。	(17年度) (22年度)	(A)
施策目標 1 - 4 自立し挑戦する若者の育成 在学生からフリーターまでの若年者層の勤労観・職業観を育成し、真に自立し、社会に貢献する人材を育成する。	(17年度) (20年度)	A
1 - 4 - 1 大学等において、社会経済の複雑化・高度化に対応し、社会を牽引できるような高度な専門能力等を持つ人材の養成を通じ、若年者の能力向上、就業選択肢の拡大を図る。	(17年度) (20年度)	A
1 - 4 - 2 専修学校等における「学び直し」の機会の提供や公民館を活用した社会参加への支援等を推進する。	(18年度) (20年度)	B
2 - 2 - 3 職場体験やインターンシップ(就業体験)の取組等を通じ、高等学校等におけるキャリア教育を推進するなど、児童生徒が望ましい勤労観・職業観を身に付け、個々の能力・適性に応じて主体的に進路を選択することができるようにするなど、キャリア教育の充実を図る。	(17年度) (19年度)	(A)
1 - 5 - 3 eラーニングを活用した職業意識の醸成等を図る。学習機会の提供を図る。	(17年度) (18年度)	(A)
2 - 2 - 4 専門高校等において地域社会との連携の強化等により、将来の専門的職業人の育成を促進する。	(17年度) (19年度)	(A)
2 - 4 - 1 青少年の自主性や社会性等を育む、青少年の自立のための支援体制の整備を推進する。	(17年度) (20年度)	(A)
施策目標 1 - 5 ITに関連する教育・学習の振興とITを活用した教育・学習の振興 高度情報社会を担う人材を育成するための教育・学習を推進するとともに、ITを効果的に活用した教育・学習の機会を充実する。	(17年度) (19年度)	B
1 - 5 - 1 概ね全ての教員がコンピュータを使った指導を実施できるようにする。	(13年度) (20年度)	B
1 - 5 - 2 多様な教育・学習機会の充実に資するため、教育における地上デジタルテレビ放送の活用方策等について普及・促進を図る。	(17年度) (19年度)	A
1 - 5 - 3 eラーニングを活用した職業意識の醸成等を図る。学習機会の提供を図る。	(17年度) (18年度)	A
1 - 5 - 4 エル・ネットを活用した地域の特色あるコンテンツの全国発信等を通じ、学習機会の提供を図る。	(17年度) (19年度)	B
政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体を育成することのできる社会を実現するとともに信頼される学校づくりを進める。		A
施策目標 2 - 1 確かな学力の育成 基礎・基本を徹底し、自ら学び自ら考える力などまで含めた「確かな学力」を身に付けさせる。	(18年度) (22年度)	B

政策目標・施策目標・達成目標	(基準年度) (達成年度)	評価結果
2-1-1 学習指導要領の目標・内容に照らした児童生徒の学習状況の改善を図り、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力等まで含めた「確かな学力」を育成する。	(18年度) (22年度)	B
2-1-2 国際社会で主体的に行動することができる能力の基礎を育成するために国際教育を推進する体制を整備するとともに、「英語が使える日本人」の育成のための行動計画に基づき、「英語が使える日本人」を育成する体制を確立する。	(14年度) (19年度)	A
2-1-3 外国人の児童生徒に対する教育支援体制を整備することにより、日本語指導が必要な外国人児童生徒への指導の充実を図る。	(18年度) (21年度)	A
2-1-4 児童生徒の主体的な学習活動や読書活動が充実するよう学校図書館の機能の充実・強化を図る。	(18年度) (22年度)	A
2-1-5 幼稚園への就園を推進するため、公立幼稚園の格差を是正すべく、私立幼稚園における減免単価の引き上げ及び第2子以降の減免率の引き下げを推進する。	(18年度) (22年度)	B
2-1-6 幼稚園と保育所の連携を一層促進し、「認定こども園」(就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設)の設置を可能とするとともに、幼児期から「生きる力」の育成を図る。	(17年度) (22年度)	A
2-1-7 障害のある児童生徒について、関係機関と連携しながら、きめ細やかな指導等を行う特別支援教育を推進する。	(15年度) (19年度)	S
施策目標 2-2 豊かな心の育成		
他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観など、子どもたちに豊かな人間性と社会性を育むための教育を実現する。	(18年度) (22年度)	A
2-2-1 体験活動をいかした道徳教育や地域人材の積極的活動など特色ある充実した道徳教育を実施する。	(18年度) (22年度)	B
2-2-2 小学校における一週間以上の宿泊自然体験活動等をはじめとした学校における体験活動や、人権感覚を身につける教育を推進する。	(18年度) (22年度)	A
2-2-3 職場体験やインターンシップ(就業体験)の取組等を通じ、高等学校等におけるキャリア教育を推進するなど、児童生徒が望ましい勤労観・職業観を身に付け、個々の能力・適性に応じて主体的に進路を選択することができるようにするなど、キャリア教育の充実を図る。	(17年度) (19年度)	A
2-2-4 専門高校等において地域社会との連携の強化等により、将来の専門的職業人の育成を促進する。	(17年度) (19年度)	A
2-3-6 子どもの情動等に関する科学的な研究成果の教育への応用に関する調査研究を行い、その調査研究の成果の普及を図る。	(18年度) (18年度)	(A)
2-1-7 障害のある児童生徒について、関係機関と連携しながら、きめ細やかな指導等を行う特別支援教育を推進する。	(15年度) (19年度)	(S)
2-1-3 外国人の児童生徒に対する教育支援体制を整備することにより、日本語指導が必要な外国人児童生徒への指導の充実を図る。	(18年度) (21年度)	(A)
施策目標 2-3 児童生徒の問題行動等への適切な対応		
学校・家庭・地域社会が一体となって、学校における暴力行為・いじめ等の問題行動及び不登校を解決する。	(18年度) (22年度)	A
2-3-1 児童生徒が専門的な教育相談を受けられる体制を整備する。	(18年度) (22年度)	A
2-3-2 学校・家庭・関係機関が連携した地域における不登校児童生徒に対するサポートシステムを整備する。	(18年度) (21年度)	A

政策目標・施策目標・達成目標	(基準年度) (達成年度)	評価結果
2-3-3 不登校児童生徒の実態に応じた効果的な学習カリキュラム・活動プログラム等を開発し、普及させることにより、不登校の様々な要因・背景への適切な対策を講じることができるようにする。	(18年度) (21年度)	A
2-3-4 学校・教育委員会・関係機関からなるサポートチームの組織化などを通じ問題行動を起す児童生徒に対する地域における支援ができるようにする。	(18年度) (21年度)	A
2-3-5 児童虐待の予防及び早期発見のための方策等について、調査研究し、その成果の普及を図る。	(18年度) (22年度)	A
2-3-6 子どもの情動等に関する科学的な研究の成果の教育への応用に関する調査研究を行い、その調査研究の成果の普及を図る。	(18年度) (18年度)	A
施策目標 2-4 青少年の健全育成 青少年の心と体の健全な発展を促し、自主性・社会性や正義感・倫理観を持った豊かな人間性を育むため、青少年の自立への支援、青少年を取り巻く有害環境対策の推進、自然体験活動の充実、子どもの読書活動の推進、青少年の国際交流の促進等により、青少年の健全な育成を推進する。	(14年度) (20年度)	A
2-4-1 青少年の自主性や社会性等を育む、青少年の自立のための支援体制の整備を推進する。	(17年度) (20年度)	A
2-4-2 青少年の情報活用能力の育成、問題性や注意事項等についての啓発、地域で有害環境から青少年を守る取組を推進し、青少年を取り巻く有害環境対策を推進する。	(17年度) (20年度)	S
2-4-3 自然体験機会を得た青少年の割合を、維持・増加させる。	(14年度) (18年度)	A
2-4-4 青少年の国際交流を通じ、我が国及び各国における青少年及び青少年育成指導者相互間の理解の向上を図るための取組を推進する。	(16年度) (20年度)	C
2-4-5 地域のボランティア団体、青少年団体等と連携・協力を促し、多様な体験活動を行うことができる継続的活動の場(居場所)を構築することにより、非行等の問題を抱える青少年の立ち直りを支援する。	(16年度) (18年度)	B
2-4-6 子どもの読書活動に関する社会的機運の醸成を図るとともに、地域における子どもの読書活動推進体制の整備を推進する。	(15年度) (19年度)	A
施策目標 2-5 健やかな体の育成 児童生徒の健やかな体をはぐくむため学校体育の充実や子どもの体力の向上を図るとともに、児童生徒が健康で安全な学校生活を送られるような条件整備及び生涯にわたって健康で安全な生活を自ら営んでいくための知識や態度の育成を行う。	(15年度) (22年度)	A
2-5-1 スポーツの実施を通じて、子どもの体力の低下傾向に歯止めをかける。	(15年度) (22年度)	B
2-5-2 学校保健を充実し、児童生徒の健康増進を図る観点から、薬物乱用防止教育を充実するための取組を推進する。	(15年度) (19年度)	A
2-5-3 児童生徒に食に対する正しい知識や望ましい食習慣を身につけさせるため、小・中学校における食育を推進する体制の整備を行う。	(17年度) (21年度)	S
2-5-4 児童生徒の安全を守るため、学校における安全確保のための取組を推進する。	(14年度) (18年度)	A
7-3-3 地域のスポーツ指導者を体育の授業や運動部活動に積極的に活用する。	(15年度) (22年度)	(A)
7-3-2 複数の学校でチームを編成する複数校合同運動部活動など他の学校や地域との連携等、中学校や高等学校において、運動部活動を活性化する取り組みを推進する。	(15年度) (22年度)	(A)

政策目標・施策目標・達成目標	(基準年度) (達成年度)	評価結果
施策目標 2 - 6 地域住民に開かれた信頼される学校づくり		
地域や子どもたちの実情に応じた教育を可能とする特色ある学校づくりや自主的・自律的な学校運営を実現するとともに、保護者や地域住民が学校運営の状況について把握し、積極的に参画できるようにする。	(14年度) (22年度)	B
2 - 6 - 1 保護者や地域住民等が教職員と共通理解をもち、学校改善に向けて連携・協力するため、学校関係者評価等を充実させる。	(18年度) (22年度)	C
2 - 6 - 2 保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って公立学校運営に参画できる仕組みである「学校運営協議会制度」が多くの地域で活用されるための方策について検討し、その着実な推進を図る。	(17年度) (21年度)	B
2 - 6 - 3 生徒が自己の興味・関心等に応じた学校を選択することが可能となるよう、中高一貫教育校が通学範囲の身近なところに数多く設置されるなど、特色ある学校づくりを促進する。	(15年度) (19年度)	A
2 - 6 - 4 将来の制度改正を見据え、新しい教育システムの提言につなげるための調査・研究を行う。	(18年度) (20年度)	A
施策目標 2 - 7 魅力ある優れた教員の育成・確保		
児童生徒や保護者からの尊敬と信頼を得られるような優れた資質能力を有する教員を養成・確保するとともに、能力と実績に応じた評価と処遇を行うことを通じて教員のやる気と能力を引き出す。	(17年度) (22年度)	A
2 - 7 - 1 教員の資質能力の向上を図るため、教員の養成・研修の各段階を通じた各都道府県・指定都市教育委員会と大学との連携を推進する。	(17年度) (18年度)	A
2 - 7 - 2 特別支援学校の現職教員について、障害のある児童生徒の障害の重度・重複化等を踏まえた適切な対応を行うことができるよう、特別支援学校の現職教員の専門性の向上を図るとともに、特別支援学校の教員の特別支援学校教諭免許状保有率を高める。	(18年度) (22年度)	A
2 - 7 - 3 国において、研修を効果的に実施するための教員研修評価・改善システムを開発・提供することにより、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会において、教員研修評価・改善システムを活用した研修が実施されることを促進する。	(18年度) (22年度)	A
2 - 7 - 4 評価システムの改善・運用を積極的に進めることにより教員の能力と実績に応じた評価と処遇が行われるようにする。	(18年度) (公務員制度改革の動向を見ながら検討)	A
施策目標 2 - 8 安全・安心で豊かな学校施設・設備の整備推進		
児童生徒が安心して学習でき、教育内容・方法の多様化や社会のニーズに対応した学校施設・設備の整備を推進する。	(13年度) (20年度)	B
2 - 8 - 1 公立小中学校施設等の耐震補強や改築事業について国庫補助を行うこと等により、地方公共団体の計画的な取組みを支援し、公立小中学校施設等の耐震化を重点的に推進する。	(15年度) (20年度)	B
2 - 8 - 2 5年間で環境を考慮した学校施設(エコスクール)を200校以上整備する。	(14年度) (18年度)	S
政策目標 3 個性が輝く高等教育の推進と私学の振興		
「知識基盤社会」において、我が国が活力ある発展を続けていくために、高等教育を時代の牽引役として社会の負託に十分応えるものへと変革する一方、社会の側がこれを積極的に支援するという双方の関係構築する。		B
施策目標 3 - 1 大学などにおける教育研究の質の向上		
各高等教育機関の個性・特色の明確化に向けた改革の取組みなどを積極的に支援することや、事前・事後の評価の適切な役割分担と協調を確保すること等により、大学などにおける教育研究の質の向上を図る。	(毎年度) (毎年度)	A
3 - 1 - 1 大学における教育内容・方法等の改善・充実を図り、各大学の個性・特色を踏まえた人材の育成機能を強化する。	(毎年度) (毎年度)	A

政策目標・施策目標・達成目標	(基準年度) (達成年度)	評価結果
3-1-2 高度専門職業人の養成を推進するため、法科大学院をはじめ、各種の専門職大学院における教育内容・方法の開発・充実等を図る。	(16年度) (20年度)	A
3-1-3 国公立大学を通じた競争的環境の下で、各大学の個性や特色を活かした世界的な研究教育拠点を形成し、国際競争力のある世界最高水準の大学づくりを推進する。	(16年度) (20年度)	A
3-1-4 大学が教育研究をより積極的かつ効果的に実施できるよう、教員組織の活性化を図る。	(毎年度) (毎年度)	A
3-1-5 各大学が個性・特色をより明確にしていけるよう、国公立大学それぞれにおいて、マネジメント面をはじめとした自主性・自律性の向上を図る。	(毎年度) (毎年度)	A
3-1-6 各大学の継続的な教育研究の質の向上に資するよう、事前・事後の評価の適切な役割分担と協調の確保を図る。	(16年度) (22年度)	A
施策目標3-2 大学などにおける教育研究基盤の整備		
国立大学等施設を重点的・計画的に整備し、大学などにおける教育研究基盤の整備を図る。	(18年度) (22年度)	B
3-2-1 第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画に基づき、国立大学等の施設整備を重点的・計画的に整備する。	(18年度) (22年度)	B
3-2-2 全学的視点に立ったスペースの弾力的・流動的な活用等の施設マネジメントを推進する。	(18年度) (22年度)	A
3-2-3 寄附・自己収入による整備など、国立大学等の自助努力に基づいた新たな整備手法による施設整備を推進する。	(18年度) (22年度)	A
施策目標3-3 意欲ある学生への支援体制の整備		
学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金制度による意欲・能力のある個人に対する支援を一層推進する。	(毎年度) (毎年度)	A
3-3-1 学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、基準適格申請者に対する貸与率を高めるなど日本学生支援機構による奨学金の充実を図る。	(毎年度) (毎年度)	A
施策目標3-4 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興		
私立学校の振興に向け、教育研究条件を高めるとともに経営の健全性の維持向上を図る。	(毎年度) (毎年度)	B
3-4-1 私立大学等における教育又は研究に係る経常的経費に対する補助金の割合を高めるため、経常費補助等のより一層の充実を図る。	(毎年度) (毎年度)	B
3-4-2 経営基盤の強化のため、帰属収入の多様化を図り、寄付金収入等、外部資金の導入を促進する。	(毎年度) (毎年度)	A
3-4-3 学校法人が公共性の高い法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力を得るために、財務状況に関する情報公開を積極的に行う文部科学大臣所管学校法人の割合を高める。	(毎年度) (毎年度)	A
3-4-4 学校法人に対する経営改善支援の充実を図ることにより、社会・経済情勢の変化に伴い、厳しさを増しつつある経営環境の中、学校法人が自ら経営努力を行うことを促す。	(毎年度) (毎年度)	B
政策目標4 科学技術の戦略的重点化		
未来を切り拓く質の高い基礎研究を推進するとともに、国家的・社会的課題に対応する研究開発の重点化した推進と新興領域・融合領域への先見性、機動性をもった対応を実現する。		A

政策目標・施策目標・達成目標	(基準年度) (達成年度)	評価結果
施策目標 4 - 1 基礎研究の推進		
研究者の自由な発想に基づく基礎研究を幅広く、着実に、かつ持続的に推進し、人類の知的資産の拡充に貢献するとともに、世界最高水準の研究成果や、新たなブレークスルーをもたらす優れた研究成果を生み出す。	(18年度) (22年度)	A
4 - 1 - 1 第3期科学技術基本計画の方針に沿って、基礎研究について一定の資源を確保する。	(18年度) (22年度)	A
4 - 1 - 2 第3期科学技術基本計画の期間中も、引き続き第2期科学技術基本計画における倍増目標を目指しつつ、基礎研究を推進するための競争的資金(科学研究費補助金及び戦略的創造研究推進事業)の拡充に努め、競争的環境の整備に向けた動きを定着させる。	(18年度) (22年度)	A
4 - 1 - 3 優れた研究成果が生み出され活用されるよう、競争的資金の制度改革を進める。	(18年度) (22年度)	A
施策目標 4 - 2 ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進		
ライフサイエンス研究を戦略的・重点的に推進することにより、革新的な創薬・医療技術及び食料や環境問題への対応のための基盤技術を開発し、ゲノム情報を活用した創薬や個人にあった医療等を実現し、活力ある経済社会の創造に資する。	(14年度) (18年度)	A
4 - 2 - 1 生命現象の解明に必要な基礎的知見の蓄積を図る。	(16年度) (20年度)	S
4 - 2 - 2 画期的な創薬の実現に資する知見の蓄積、技術の開発を図る。	(14年度) (18年度)	A
4 - 2 - 3 ライフサイエンス研究に必要不可欠な研究基盤を整備する。	(14年度) (18年度)	-
4 - 2 - 4 先端的医療の実現に資する知見の蓄積、技術の開発を図る。	(16年度) (20年度)	A
4 - 2 - 5 社会の安全・安心の確保に必要な知見の蓄積、人材の養成等を図る。	(17年度) (21年度)	A
4 - 2 - 6 生物学、医学等と数学や化学、情報学等を融合し、新たな医療技術や診断技術等の実現に資する知見の蓄積、技術の開発、またそれに必要な基盤の整備を図る。	(17年度) (21年度)	A
4 - 2 - 7 国家的・社会的要請の高い脳、ゲノム、免疫・アレルギー研究やバイオインフォマティクス研究等の分野において、基礎的・先導的な研究を推進。	(15年度) (19年度)	-
施策目標 4 - 3 情報通信分野の研究開発の重点的推進		
先端的な情報科学技術の研究開発及び研究開発に関する情報化を推進する。	(14年度) (24年度)	A
4 - 3 - 1 継続的なイノベーションを具体化するための科学技術の研究開発基盤を実現する。	(18年度) (24年度)	A
4 - 3 - 2 産業の持続的な発展の実現に資する革新的ITの実現に向けた研究開発の推進を図る。	(14年度) (19年度)	A
4 - 3 - 3 すべての国民がITの恩恵を実感できる社会の実現に向けた研究開発の推進を図る。	(16年度) (20年度)	A
施策目標 4 - 4 環境分野の研究開発の重点的開発		
地球温暖化、水循環、資源循環、有害化学物質等の地球環境問題は、我々人類の社会生活と密接な関連を有し、重大な影響を及ぼす恐れがあることから、総合科学技術会議の環境分野推進戦略や地球観測の推進戦略を受け、その影響を科学的に解明し、適切な対応を図るための研究開発成果を生み出す。	(13年度) (26年度)	A
4 - 4 - 1 人工衛星、ブイ等を活用し大気、海洋、陸域における観測を行うとともに南極域における研究・観測を行うことで、地球温暖化等の地球規模の環境変動等の解明を行う。更に、地球観測サミットにおいて承認された「全球地球観測システム(GEOSS)10年実施計画」を推進するため、平成17年度より10年間にわたり地球観測に係る体制強化を図る。	(13年度) (26年度)	A

政策目標・施策目標・達成目標	(基準年度) (達成年度)	評価結果
4-4-2 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書をはじめ、地球温暖化対応のための政策決定に貢献する高精度予測モデルの開発を行う（19年度・23年度）とともに、シミュレーション技術を高度化し、短期から、長期にわたる気候変動予測について、極端現象を含めて確度の高い予測情報を創出する。	(13年度) (26年度)	A
4-4-3 「持続型経済社会」の実現に向け、都市・地域から排出される廃棄物・バイオマスの無害化処理と再資源化に関するプロセス技術開発を行うとともに、その実用化と普及を目指して、影響・安全性評価及び社会システム設計に関する研究開発を産学官の連携・協力で推進する。	(15年度) (19年度)	A
施策目標4-5 ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進		
ナノテクノロジーに関して、我が国における産学官の英知を結集した戦略的な取り組みを行うと共に、物質・材料に関して、重点的に投資を行うことにより、総合的かつ戦略的な研究開発を進め、世界に先駆け技術革新につながる成果を創出する。	(18年度) (22年度)	A
4-5-1 先端的な機能を有する研究機関の施設・設備を共用化することで研究環境の整備を図り、イノベーションの創出を図る。	(18年度) (23年度)	A
4-5-2 ナノエレクトロニクス領域、ナノバイオテクノロジー領域、材料領域における実用化・産業化を展望した研究開発及び融合研究領域における研究開発を推進し、イノベーションの創出を図る。	(14年度) (23年度)	A
4-5-3 物質・材料研究機構において、物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行い、物質・材料科学技術の水準の向上を図る。	(18年度) (22年度)	A
4-5-4 原子レベルの超微細構造、化学反応の超高運動態・変化を瞬時に計測・分析することを可能とする世界最高性能の研究基盤であるX線自由電子レーザー装置を開発し、施設の共用を図る。	(18年度) (22年度)	A
施策目標4-6 原子力分野の研究・開発・利用の推進		
長期的なエネルギーの安定供給、原子力を利用する先端科学技術の発展、国民生活の質の向上に向けて、原子力の多様な可能性を最大限引き出す研究開発成果を得る。	(18年度) (22年度)	A
4-6-1 エネルギーの長期的安定供給を実現するため、供給安定性や環境適合性に優れた原子力の特性を技術的に高める高速増殖炉サイクル技術について実用化に向けた技術確立を図るとともに、核融合技術についても実用化に向けた研究開発を進める。	(18年度) (22年度)	A
4-6-2 国民生活の質の向上および産業の発展のため、量子ビームテクノロジー等について、科学技術・学術分野から各種産業にいたる幅広い分野での利活用の促進を図る。	(18年度) (22年度)	A
4-6-3 原子力にかかる人材の育成・確保、国際協力の推進、電源立地対策としての財政上の措置などを通じ、原子力研究開発の基盤整備を図る。	(18年度) (22年度)	A
施策目標4-7 宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進		
宇宙・航空分野の研究・開発・利用を積極的に推進することにより、国民生活の豊かさと質の向上、人類社会の持続的な発展への貢献、先端技術開発による産業基盤の強化と経済発展、人類の知的好奇心の追求、及び我が国の総合的な安全保障への貢献を目指す。	(15年度) (24年度)	A
4-7-1 我が国として、必要な人工衛星等を必要な時に独自に上げるために必要な「自律的な宇宙輸送システム」の確立に向け、基幹輸送系の維持、多様な輸送手段の確保、更なる信頼性の向上、及び将来輸送系に必要な技術基盤の確立を行う。	(15年度) (24年度)	A
4-7-2 地球観測、災害監視、測位等の利用ニーズを踏まえた衛星システムの開発・運用を行い、宇宙開発の成果を国民・社会に還元する。	(15年度) (24年度)	A
4-7-3 科学衛星を開発・運用し、宇宙天文学や宇宙探査の分野で学術的に意義の大きな成果を挙げ、宇宙科学の分野での世界的な研究拠点となる。	(15年度) (24年度)	A

政策目標・施策目標・達成目標	(基準年度) (達成年度)	評価結果
4-7-4 宇宙開発の意義やその成果について国民・社会からの理解を更に深めるとともに、新たな宇宙開発のニーズの開拓を行う。	(15年度) (24年度)	A
4-7-5 社会からの要請に応える研究開発を行うとともに、次世代を切り開く先進技術を開発することにより、航空科学技術を我が国の社会基盤を支える基幹技術とする。	(16年度) (24年度)	A
施策目標4-8 海洋分野の研究開発の推進 地球全表面の7割を占め、多様な資源・空間を有する海洋に関する調査研究を行うことで、気候変動、地殻変動等の地球変動現象を解明し、国民生活の質の向上など経済社会への貢献を目指す。	(13年度) (20年度)	A
4-8-1 アジア・太平洋域を中心とした地域で海面・陸面・大気の観測や、地球環境変動について予測モデルの開発などを行い、気候変動等の地球環境変動の予測の実現を図る。	(13年度) (20年度)	A
4-8-2 海域の地震・火山活動を引き起こす地球内部の動的挙動(ダイナミクス)について、調査観測等により現象と過程に関する研究を推進するとともに、海底地殻変動による災害の軽減に資するモデルを開発する。	(13年度) (20年度)	A
4-8-3 海洋の多様な生物・生態系を把握するとともに、その機能等を解明する。また、得られた成果を基に産業応用につながる研究開発等を行い、社会への還元を目指す。	(13年度) (20年度)	A
4-8-4 海上・海中・海底・地殻内等の多様な環境下での調査観測機器開発等、海洋に関する研究開発の進捗のために必要な基盤技術を開発する。	(13年度) (20年度)	A
4-8-5 水深2,500mの海域において、海底下7,000mの掘削をめざす地球深部探査船を「ちきゅう」を運用し、統合国際深海掘削計画(IODP)において国際的に供用することにより、地球環境変動、地球内部ダイナミクス、海底地殻内微生物等の地球科学に関する研究の促進に寄与する。	(18年度) (20年度)	A
施策目標4-9 振興領域・融合領域の研究開発の推進 幅広い応用可能性を有する新たな先端的融合領域や人文・社会分野における融合的な研究を積極的に発掘し推進することにより、わが国の科学技術・学術の高度化・多様化、ひいては社会ニーズへの対応と経済社会の発展を図る。	(15年度) (22年度)	A
4-9-1 テラヘルツ光を利用した医療システム及びその基盤技術を開発するとともに、テラヘルツ光高感度検出・イメージング等の検出技術を開発する。	(15年度) (19年度)	A
4-9-2 社会のニーズに基づく現代的な課題に対応した総合的・融合的な地域研究を振興し、優れた成果を創出する。	(18年度) (22年度)	A
施策目標4-10 安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進 豊かで安全・安心で快適な社会を実現するための研究開発等を行い、これらの成果を社会に還元する。	(17年度) (22年度)	A
4-10-1 地震及び火山に関する調査研究や、災害発生時の被害軽減を目指した防災科学技術に関する研究開発を推進し、防災科学技術基盤を確立する。	(17年度) (22年度)	A
4-10-2 安全・安心に係る課題の解決に向け、文部科学省の持つ多様な科学技術的知見の現場における活用を図るための基盤となる体制を構築する。	(17年度) (22年度)	A
政策目標5 科学技術システム改革の推進 世界水準の優れた研究会開発成果を生み出し、その成果を社会へ還元するための仕組みを構築するとともに、そのための基盤の整備・充実を図る。		A
施策目標5-1 科学技術関係人材の育成、確保、活躍の促進 科学技術創造立国の実現に向けて、若手研究者や女性研究者、さらには外国人研究者などの多様多様な個人が意欲と能力を発揮できる環境を形成するとともに、初等中等教育段階から研究者等の育成まで一貫した総合的な人材育成施策を講じ、人材の質と量を確保する。	(18年度) (22年度)	A

政策目標・施策目標・達成目標	(基準年度) (達成年度)	評価結果
5-1-1 若手研究者が自立して研究できる環境の整備を促進するとともに、産業界等への就業を促進するなど博士号取得者等のキャリアパスの多様化を促進する。	(18年度) (22年度)	A
5-1-2 女性研究者の活躍を促進するため、環境の整備を促進する。	(18年度) (22年度)	A
5-1-3 大学院を中心に、各大学の個性・特色を踏まえた科学技術関係人材の育成機能の強化を図る。	(毎年度) (毎年度)	A
5-1-4 技術士登録者数の着実な増加を達成するとともに、海外の技術者資格との相互承認に向けた協議を進めることにより、技術士資格が欧米の同種資格と同程度に普及することを目指す。	(18年度) (22年度)	A
5-1-5 学校と科学館、大学等との連携や外部人材の活用による教育活動や教員研修の推進などにより理数教育の充実を図り、子どもの科学技術に対する興味関心を高めるとともに、先進的な理数教育や高大接続の取組等を進めることにより、生徒・学生の科学技術に関する能力を高める。	(18年度) (22年度)	A
5-4-1 世界での人材獲得競争の激化等に対応し国内の研究環境の国際化を推進するとともに、外国人研究者等の受入れのための制度や環境を整備する。	(18年度) (22年度)	(S)
施策目標5-2 科学の発展と絶えざるイノベーションの創出		
科学技術に関する資源を効果的に機能させ、科学の発展によって知的・文化的価値を創出するとともに、研究開発の成果をイノベーションを通じて社会的価値・経済的価値として発現させる努力を強化し、社会・国民に成果を還元する。	(18年度) (22年度)	S
5-2-1 競争的環境を醸成することにより研究活動を活性化させるため、文部科学省における競争的資金及び間接経費の拡充を図る。	(18年度) (22年度)	B
5-2-2 総合科学技術会議等の方針を踏まえながら、競争的資金において公正で透明性の高い評価の確立を図るとともに、評価に必要な体制を整える。	(18年度) (22年度)	A
5-2-3 研究費配分における無駄の徹底排除及び研究費の不正使用等への対処により研究費を有効活用するとともに、評価システムの改革を進め、研究開発の効果的・効率的推進を図る。	(18年度) (22年度)	S
5-2-4 大学発特許取得件数を10年間で1.5倍に増加する。	(12年度) (22年度)	A
5-2-5 大学発特許実施件数(大学の機関帰属)を5年度に1000件に増加させる。	(15年度) (20年度)	S
5-2-6 平成22年度までに、世界レベルの地域クラスターを10拠点程度育成することにより、国際競争力のある地域イノベーション・システムの構築を通じた我が国の科学技術の高度化・多様化やイノベーション・システムの競争力強化を図る。	(14年度) (23年度)	S
5-2-7 平成22年度までに、小規模でも地域の特色を活かした強みを持つクラスターを各都道府県に1~2ヶ所程度育成し、新技術シーズの創出や産学官連携基盤の構築を通じた我が国の科学技術の高度化・多様化やイノベーション・システムの競争力強化を図る。	(14年度) (22年度)	S
5-2-8 平成22年度までに、全ての都道府県、政令指定都市が独自の科学技術政策大綱等を策定し、かつ、経済情勢等に応じ、適時適切に当該大綱等の見直しを促すことで、地方公共団体による、より自主的、主体的な科学技術活動の展開を実現する。	(13年度) (22年度)	A
施策目標5-3 科学技術振興のための基盤の強化		
独創的・先端的な研究開発を進めるため、施設整備はもとより、知的基盤(研究用材料、計量標準、計測方法・機器等、データベース)研究情報基盤などの研究開発基盤の整備を図る。	(13年度) (22年度)	S
5-3-1 2010年を目的に、知的基盤整備計画(科学技術・学術審議会平成13年8月30日に答申)に記載された重点的に整備する知的基盤(研究用材料(微生物等の生物遺伝資源等)、計量標準、計測方法・機器等、データベース)の整備について、計画に記載された整備目標を達成する。	(13年度) (22年度)	A

政策目標・施策目標・達成目標	(基準年度) (達成年度)	評価結果
5-3-2 先端研究施設の幅広い活用(共用)により優れた研究開発成果の創出を促すため、代表的な先端研究施設において、基準年度より高い産業利用を確保する。	(16年度) (21年度)	S
4-3-2 産業の持続的な発展の実現に資する革新的ITの実現に向けた研究開発の推進を図る。	(14年度) (19年度)	(A)
3-2-1 第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画に基づき、国立大学等の施設整備を重点的・計画的に整備する。	(18年度) (22年度)	(B)
施策目標5-4 科学技術関係の国際活動の戦略的推進 研究環境の国際化、や人的ネットワークの拡大により、研究者の往来が増加する。持続的な国際共同研究体制の構築や、人的ネットワークの拡大により、国際共同研究、研究成果の拡大が図られる。	(18年度) (22年度)	A
5-4-1 世界での人材獲得競争の激化等に対応し国内の研究環境の国際化を推進するとともに、外国人研究者等の受入れのための制度や環境を整備する。	(18年度) (22年度)	S
5-4-2 近年発展著しいアジア諸国を始め二国間での国際共同研究を通じ、一時的な協力関係に留まらない持続的な関係の構築を促進する。	(18年度) (22年度)	A
5-4-3 大学・研究機関間、研究助成機関間等の多層的な科学技術交流を支援し、人的ネットワークの拡大を図る。	(18年度) (22年度)	A
政策目標6 社会・国民に支持される科学技術の推進 科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への取組や科学技術の国民意識の醸成に向けた取組により、科学技術に対する社会・国民の支持や信頼の獲得を図る。		A
施策目標6-1 科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組の推進 科学技術の社会的信頼を獲得するために、生命倫理問題やナノテクノロジーの社会的影響等科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への対応を強化する。	(18年度) (22年度)	A
6-1-1 研究の進展・動向を踏まえ、生命倫理に関する法令・指針に基づいた規制を適切に実施する。	(18年度) (22年度)	A
6-1-2 ナノテクノロジーの社会的影響に関する検討や研究を総合的・戦略的に推進することにより、科学的知識基盤を構築する。	(18年度) (22年度)	A
施策目標6-2 科学技術に関する国民意識の醸成 科学技術の社会的な信頼を獲得するために、成人の科学技術に関する基礎的素養(科学技術リテラシー)を高める活動を推進する。また、幼少期から高齢者まで広く国民を対象として、科学技術に触れ、体験・学習できる機会の拡充を図る。	(18年度) (22年度)	A
6-2-1 科学技術理解増進活動に携わる機関・者が、わかりやすく親しみやすい形で科学技術を伝える活動等を進めることにより、国民の科学技術に対する関心と理解を深める。	(18年度) (22年度)	A
5-1-5 学校と科学館、大学等との連携や外部人材の活用による教育活動や教員研修の推進などにより理数教育の充実を図り、子どもの科学技術に対する興味関心を高めるとともに、先進的な理数教育や高大接続の取組等を進めることにより、生徒・学生の科学技術に関する能力を高める。	(18年度) (22年度)	(A)
施策目標6-3 原子力の安全及び平和利用の確保 原子力の研究開発利用活動による災害及び放射線による障害を防止し、公共安全を確保するため安全規制を行うとともに、核物質の適正な計量と管理を行うことにより、その平和利用を確保する。また、国民の信頼を得るために安全規制活動の透明性を確保する。	(毎年度) (毎年度)	A
6-3-1 試験研究用原子炉、核燃料物質、放射性同位元素等に係る災害及び放射線障害の発生を防止する。	(毎年度) (毎年度)	A
6-3-2 核燃料物質、放射性同位元素等を防護する。	(毎年度) (毎年度)	A

政策目標・施策目標・達成目標	(基準年度) (達成年度)	評価結果
6-3-3 国内の核物質が、核兵器やその他の核爆発装置に転用されていないことを検認する。	(毎年度) (毎年度)	A
6-3-4 情報公開を通じ、透明性を確保するとともに、説明責任を果たし、国民の理解を得る。	(毎年度) (毎年度)	A
政策目標7 スポーツの振興		A
生涯スポーツ社会の実現に向けて地域におけるスポーツ環境を確保するとともに、わが国の国際競技力を向上させ、子どもから大人まで心身ともに健全な社会を実現する。		A
施策目標7-1 生涯スポーツ社会の実現		
国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現する。	(13年度) (22年度)	A
7-1-1 国民の誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境を整備する。	(13年度) (22年度)	A
7-1-2 国民がスポーツに親しむ機会を提供することにより、スポーツ参加への意欲を醸成する。	(13年度) (22年度)	B
7-1-3 質、量ともに国民のニーズに対応できるスポーツ指導者の養成・活用を推進する。	(13年度) (22年度)	A
施策目標7-2 我が国の国際競技力の向上		
平成22年までにオリンピック競技大会におけるメダル獲得率3.5%を実現する。	(13年度) (22年度)	A
7-2-1 競技者育成プログラムに基づいた一貫指導を実施するための体制の整備を推進する。	(18年度) (22年度)	A
7-2-2 平成20年までにハード・ソフト両面において充実した機能を有するナショナルレベルの本格的なトレーニング拠点を整備する。	(15年度) (20年度)	A
7-2-3 専門的な技術指導を行う専任コーチを競技団体に配置し、配置に当たってはメダル獲得の期待の高い競技に重点を置く。	(17年度) (20年度)	A
7-2-4 平成20年までに、競技者各人の特性に応じた専門的な技術指導を行うことができる指導者(コーチ、スポーツドクター、アスレティックトレーナー)を新たに5千人養成するとともに、高度な専門的能力を有する指導者を養成・確保するための研修制度(ナショナルコーチアカデミー)を確立する。	(14年度) (20年度)	B
7-2-5 国立スポーツ科学センターと関係機関との連携・協力体制を強化し、スポーツ科学・医学・情報に関する研究成果の活用を図る。	(14年度) (20年度)	A
7-2-6 トップレベルの選手に対し、国内外での強化合宿を実施する。	(14年度) (20年度)	A
施策目標7-3 学校体育の充実		
児童生徒の健やかな心と体をはぐくみ、生涯にわたってスポーツに親しむ資質能力を育てるため、学校体育の充実を図る。	(13年度) (22年度)	A
7-3-1 学校における体育の授業の質の向上を図るため、学校体育担当教員に対する指導力向上のための研修を推進する。	(17年度) (22年度)	A
7-3-2 複数の学校でチームを編成する複数校合同運動部活動など他の学校や地域との連携等、中学校や高等学校において、運動部活動を活性化する取り組みを推進する。	(15年度) (22年度)	A
7-3-3 地域のスポーツ指導者を体育の授業や運動部活動に積極的に活用する。	(15年度) (22年度)	A

政策目標・施策目標・達成目標	(基準年度) (達成年度)	評価結果
7-3-4 学校体育を充実させる基盤として、学校プールや武道場など学校体育施設の整備を推進する。	(17年度) (22年度)	A
政策目標8 文化による心豊かな社会の実現		A
優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。		A
施策目標8-1 芸術文化活動の振興		S
優れた文化芸術への支援、新進芸術家の人材育成、子どもの文化芸術普及活動、地域における文化芸術活動の推進等を通じて、我が国の芸術文化活動水準の向上を図るとともに、国民全体が、芸術文化活動に参加できる環境を整備する。	(18年度) (22年度)	S
8-1-1 優れた文化芸術への支援を継続し、芸術創造活動を活性化させる。	(18年度) (22年度)	S
8-1-2 新進芸術家の海外への留学や国内での研修を支援することにより、次代を担う芸術家の着実な育成を図る。	(18年度) (22年度)	S
8-1-3 子どものための学校等における芸術文化に触れる機会を提供することによって豊かな心や感性を育むとともに地域文化の活性化に資する。	(18年度) (22年度)	S
施策目標8-2 文化財の次世代への継承・発展		A
貴重な国民的財産である文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、積極的な公開・活用を通じて、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようにする。	(18年度) (22年度)	A
8-2-1 保存が必要な文化財の状況を適切に把握し、その結果に基づいて、文化財のうち重要なものの指定等を積極的に行う。	(18年度) (22年度)	A
8-2-2 文化財の種類や特性に応じて、計画的に修復その他の保存に必要な措置を実施することにより、適切な状況で文化財を保存・継承する。	(18年度) (22年度)	A
8-2-3 文化財の特質やその適切な保存に配慮しつつ、多様な手法を用いて国民にわかりやすい形でその公開・活用を促進する。	(18年度) (22年度)	B
8-2-4 専門的機関やNPOなどとの適切な連携協力の促進、文化財に携わる人材の確保と資質の向上、文化財保護に関する国民への普及活動等を通じて、文化財の保護継承・活用のための基盤を整備する。	(18年度) (22年度)	S
施策目標8-3 文化振興のための基盤整備		A
高度化・多様化しつつある国民の文化への関心の高まりに応えるため、文化に関する総合的な情報システムの情報内容の充実と情報提供の充実を図る。また、文化活動を支える基盤として、国語の普及・啓発や日本語教育の充実を図るとともに、著作権の適切な保護と公正な利用を図り、著作権制度の普及・啓発を行う。	(13年度) (22年度)	A
8-3-1 平成18年度までに、国立新美術館の整備を行う。	(13年度) (18年度)	A
8-3-2 文化庁ホームページを含めた文化情報総合システムの情報内容の充実と文化に関する情報提供の充実を図る。	(18年度) (22年度)	A
8-3-3 国語に関する協議会、「言葉」について考える体験事業等を通じて、国民に対する国語の普及・啓発を図る。	(18年度) (22年度)	S
8-3-4 年々増加する外国人に対する日本語教育の充実を図る。	(18年度) (22年度)	S
8-3-5 著作権に関する講習会の開催やマンガ教材の学校への配布等を通じて、著作権制度の普及・啓発を図るとともに、アジア諸国における海賊版対策を実施することにより、わが国の著作物を適切に保護する。	(18年度) (22年度)	A

政策目標・施策目標・達成目標	(基準年度) (達成年度)	評価結果
<p>施策目標 8 - 4 国際文化交流の推進による芸術文化水準の向上、文化を通じた国際貢献、諸外国との相互理解の増進</p> <p>文化芸術振興、文化財保護等の分野における国際文化交流の取組を推進することにより、我が国の文化芸術活動の水準を向上し、文化を通じて国際社会に貢献し、諸外国との相互理解の増進を図る。</p>	(18年度) (22年度)	A
<p>8 - 4 - 1 我が国の芸術家や芸術団体による海外公演や海外の芸術団体と我が国の芸術団体とが行う共同制作公演などを行うことにより、文化芸術振興及び諸外国との国際文化交流を推進する。</p>	(18年度) (22年度)	A
<p>8 - 4 - 2 我が国の文化遺産保存修復の高度な知識・技術・経験を活用し、武力紛争、自然災害等により損傷し、衰退し、消滅し、破壊された人類共通の財産である海外の文化遺産保護に協力し、我が国の迅速で柔軟な国際貢献を推進し、有形・無形の文化遺産に対する国際協力を通じて、我が国の専門家の活躍の場を広げ、その知識・技術の向上、経験の蓄積に資する。</p>	(18年度) (22年度)	A
<p>政策目標 9 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進</p> <p>人づくりなどに資する国際交流・協力の推進を通じて豊かな国際社会の構築の一翼を担う。</p>		A
<p>施策目標 9 - 1 日本人の心が見える国際協力の推進</p> <p>開発途上国の貧困削減を進めるための最重要分野のひとつである教育分野に対して、国際教育協力懇談会（文部科学大臣の私的懇談会）における議論を踏まえつつ、わが国の経験と人材を生かした効果的な国際教育協力を実現させる。また、協力に携わった現職教員がコミュニケーション、異文化理解を身につけ、国際化のための素養を児童・生徒に波及的に広めることによって、わが国の「内なる国際化」を推進する。</p>	(13年度) (19年度)	A
<p>9 - 1 - 1 我が国の経験と人材を生かした効果的な国際教育協力を実現するとともに、我が国の開発援助関係者や教育関係者、広く一般の国民の間に、教育協力の重要性についての理解と関心を高める。</p>	(13年度) (19年度)	A
<p>9 - 1 - 2 青年海外協力隊をはじめとする国際協力事業への現職教員の参加体制を整備・強化する。</p>	(13年度) (19年度)	A
<p>9 - 1 - 3 「万人のための教育」を主導するユネスコへの協力を通じて、開発途上国における就学率の向上、識字率の向上、教育のすべての局面における質の改善など、「ダカール行動の枠組」で示された目標に向けた取り組みに貢献する。</p>	(13年度) (27年度)	A
<p>9 - 1 - 4 「国連持続可能な開発のための教育の10年」の主導機関であるユネスコに信託基金を拠出し、世界各国における持続可能な開発を教育面から支援するための国際的な取組に貢献する。</p>	(17年度) (26年度)	A
<p>施策目標 9 - 2 諸外国との人材交流の推進</p> <p>諸外国との人材交流等を通して、国際社会で活躍できる人材を育成するとともに、諸外国の人材養成に貢献し、我が国と諸外国との相互理解と友好親善に資する。</p>	(14年度) (20年度)	S
<p>9 - 2 - 1 留学生の受入れ・派遣の両面で一層の交流の推進を図る。</p>	(毎年度) (毎年度)	A
<p>9 - 2 - 2 我が国と世界各国との二国間交流が活発になる中で、二国間における国民間の相互理解を増進し、真の友好親善関係を構築するため、教育・科学技術・文化分野等の交流を図る。</p>	(14年度) (19年度)	S
<p>9 - 2 - 3 スポーツの普及・発展に寄与するとともに、友好親善や国際的な視野と資質を持った青少年の健全育成を目的として、諸外国との交流競技会等を行うスポーツ交流事業を推進する。</p>	(14年度) (19年度)	S
<p>9 - 2 - 4 外国語教育の多様化や国際理解教育を推進する。</p>	(14年度) (19年度)	A

政策目標・施策目標・達成目標	(基準年度) (達成年度)	評価結果
<p>施策目標 9 - 3 大学等による国際協力活動及び国際協力に携わる人材の育成・確保</p> <p>大学が有する「知」を活用した国際開発協力を効果的・効率的に進めるために、国際教育協力懇談会（文部科学大臣の私的懇談会）における議論を踏まえつつ、大学が組織として国際開発協力活動を行うための基盤を整備する。また、国際開発協力に携わる人材の育成・確保を図る。</p>	(13年度) (19年度)	A
<p>9 - 3 - 1 大学における国際開発協力活動を支援するサポート・センターを通じ、大学の国際協力、プロジェクト受託に関する情報の提供、大学からの相談への対応等、大学が組織として国際開発協力活動を行うための支援をする。</p>	(14年度) (19年度)	A
<p>9 - 3 - 2 開発途上国の開発課題を専門とする若手人材が国際開発協力活動等に携わることを推進し、人材の育成を図る。</p>	(14年度) (19年度)	A
<p>9 - 3 - 3 国連大学の持つ世界的なネットワークの下で実施される開発途上国の人材育成や政策提言のための調査研究・研修事業等に我が国の大学等が参加協力することにより、我が国大学等の国際開発協力活動の基盤整備を図る。</p>	(18年度) (22年度)	A